

深センブームエッグ社&北京豪騰嘉科社、著作権権利侵害及び不正競争案件

日付: May 11
2020

本件はゲームの著作権に関する紛争である。原告は三つの「豚が来た」ゲームに著作権を有することを主張している。このゲームには回転盤があり、回転盤を回し、金貨を獲得する。金貨をもって島を建設して一つの島を完成してから、次の島を建設できる（ゲームのメインストーリー）。他にサブゲームがあり、サブゲームを通じて金貨の獲得もできる。被告人のゲームの名前は「海賊が来た」である。原告はゲームのストーリー及び遊び方（ゲームのルール）が原告のゲームとほぼ同じである理由で被告を提訴し、**1000**万元の賠償金を求めた。但し、原告は被告人のゲームの画面スタイル及び各画面の構成要素が原告のゲームと異なっていることも認める。

案件の争点:

- 1、原告が保護を求めるゲームの連続の動的画面は作品であるかどうか。被告のゲームのシーン/ストーリーは原告のストーリーと同じ又は実質的に類似しているが、被告のゲームのUI界面のデザイン、単一の画面の要素などは原告のものと同様又は実質的に類似を構成しない場合、被告のゲームは原告の著作権侵害を構成するかどうか。
- 2、原告が保護を求めるゲームのルール、パラメータの設定は不正競争法の保護対象であるかどうか。
- 3、原告が保護を求めるシーン/ストーリー及びゲームのルール、パラメータの設定は大半先行である第三者のゲームのシーン/ストーリー及びゲームルール、パラメータの設定とほぼ同じであるため、被告が原告の著作権の侵害と不正競争行為を構成としても、被告は原告が得た全ての利益に基づいて原告の経済損失を賠償すべきかどうか。

案件の解決:

- 1、上記争点に基づいて、被告代理人としての万慧達は裁判所に数回の代理意見書を提出した、更に業界の知名専門家5名を招き、検討会を行ない、専門家意見書を纏めました。纏めた専門家意見書を裁判所に提出し、原告が主張したストーリー、ゲームのルール、パラメータの設定が先行である第三者のゲームとほぼ同じである、又は被告人のゲームの画面は原告ゲームと異なっている事実を証明できた。
- 2、万慧達は被告を代理して原告と調停を行った。最終に、双方は和解を達成した。原告は訴訟を撤回した。被告ゲームの継続運営を実現できた。

